市会議案第４号

食品ロス削減に向けて更なる取組を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成３１年３月２５日提出

吹田市議会議員　　澤田　雅之

同　　池渕佐知子

同　　里野　善徳

同　　藤木　栄亮

同　　吉瀬　武司

同　　小北　一美

食品ロス削減に向けて更なる取組を求める意見書（案）

まだ食べられる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題である。国内で発生する食品ロス量は、平成２７年度（２０１５年度）で年間６４６万ｔと推計されており、これは国連の世界食糧計画（ＷＦＰ）による食糧援助量の約２倍に上る。政府は、国連の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に沿い、家庭での食品ロス量を平成４２年度（２０３０年度）までに平成１２年度（２０００年度）比で半減させることを目指しており、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は、今や必要不可欠である。

食品ロスを削減していくには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていく必要がある。

また、まだ食べられる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

１　国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取組を実施すること。

２　商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロスの削減に向けた国民運動をこれまで以上に強化すること。

３　賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取組を更に支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月　日

吹　田　市　議　会